

農地中間管理事業に係る平成29年度の取組方針

公益社団法人千葉県園芸協会

1 農地中間管理事業を活用した農地集積目標及び重点推進地区の設定

(1) 地域（農業事務所）別の農地中間管理事業の活用による集積目標

平成29年度の機構活用による農地集積の目標（3,500ha）達成のため、地域毎の推進目標面積は（別表-1）のとおりとする。

(2) 各地域（農業事務所）における推進地区の設定及び集積目標

各地域段階での農地集積目標達成のため、具体的な推進地区（重点推進地区含む）の選定及び農地集積目標面積等については、各地域農地利用集積推進協議会での協議により合意された内容に沿ったものとする。

2 担い手への農地集積の拡大に向けた推進体制の充実・強化

(1) 機構の本部、支部職員の増員による体制整備と機能強化

担い手や地域からの要望のあるほ場整備等によりしっかり取り組めるように農業土木工事の設計、発注等を専門に行う本部嘱託職員を2名増員するとともに、各農業事務所に1名支部員を配置し、市町村等地域の関係機関との連携強化により、機構が農地集積の活動をリードできるよう支部嘱託職員を3名増員する。

(2) 関係機関との連携及び役割分担

ア 市町村

市町村とは、人・農地プランの作成、見直し等の地域の話し合いや地域課題解決に必要な事業導入を連携して進める。

地域での事業推進における連携強化のため、県及び機構役員による市町村長等への協力依頼（業務委託等）を実施する。

*平成28年度の機構の業務委託状況（16市町村、2団体、1改良区）

イ 土地改良区

農業者にとって身近な存在である土地改良区は、農地や担い手の情報が最も早く集まることから、県（農業事務所）と連携した推進により理解が得られ、機構業務の実施について定款に位置づけられた土地改良区については、農地集積への機運のある地区や貸付意向のある農地の情報収集を行い、新規推進地区の掘り起こしへと繋げる。

ウ 農業委員会（農業委員及び農地利用最適化推進委員）

農業委員や農地利用最適化推進委員が集まる総会や部会に支部の農地集積推進員等が参加し、定期的に情報収集・交換等ができるよう、農業委員会に同意を得るなど調整を図る。

また、一般社団法人千葉県農業会議とも連携し、農業委員及び農地利用最適化推進委員への制度説明の研修会の実施等に協力を得る。

(3) 業務の進行管理の方法

ア 本部職員及び支部職員

毎月、定例会議を開き、活動の状況や実績について情報の共有及び進行状況を管理する（県の担当課職員も同席）。

イ 業務委託先等

支部の農地集積推進員が毎月業務委託先の市町村等と打合せ又は訪問を実施し、業務の実施状況（農地の出し手や受け手の状況、申請手続きの進捗等）の共有を図る。

(4) その他

市町村毎に農地中間管理事業の活用温度差が見られることから、市町村別に事業の実施状況などを整理し、市町村の事業活用が進まない要因などを分析し、活用が進んでいない市町村との連携体制の構築に資する。

3 重点推進地区・モデル地区等における担い手への農地集積の推進方法

(1) 機構による耕作放棄地を含む一団の農地整備の実施による農地集積

農地耕作条件改善事業等を活用し、地域の課題である耕作放棄地の解消や担い手が経営規模を拡大する上で最も重視する作業効率向上のための区画拡大等を行うことで、担い手への農地の集積・集約が進むと考えられるほ場整備事業地区を新たな重点推進地区として、担い手への農地集積を集中的に進める。

(2) 担い手に対する機構活用のアプローチの強化

機構（支部）は関係機関と連携し、担い手から農地の貸借の情報や周辺農家の農地の利用状況などの情報を得て、農地の出し手の新規掘り起こしを行うとともに、作業受託などの利用状況にある農地を農地中間管理事業の活用へ誘導する。

また、集落営農組織については、集落営農推進員等と連携し、生産基盤の確保による安定的な農業経営に向け、法人化と併せて機構を介した農地貸借へと誘導する。

(3) 基盤整備事業実施中地区の農地集積における機構のフル活用

機構の活用と農地中間管理事業のメリットを説明しながら農地集積の上乗せ等を含め、農業事務所（基盤）、機構支部員が連携して地区役員へ働きかけ、理解を得ながら農地集積における機構のフル活用を図る。

- ①地区役員への理解促進と働きかけ（農業事務所、機構、土地改良区）
- ②機構活用による担い手への上乗せ検討（機構、農業事務所、土地改良区、市町村）
- ③地権者へのアプローチとマッチング（機構）

(4) 既存推進地区における農地中間管理事業のさらなる推進

農地中間管理事業の申請事務等の支援体制（機構業務の委託拡大）を強化する。

- ①土地改良区や市町村へ機構の業務委託を推進し、申請事務支援等のマンパワーを確保

(5) 利用権更新時における農地中間管理事業活用のPR

市町村、農業委員会、JA と連携し利用権の更新期を迎えた農地の地権者及び担い手に、農地中間管理事業の活用によるメリットなどをPRし、権利の再設定の際に農地中間管理事業の活用を促す。

- ①市町村、農業委員会、JAに協力要請
- ②地権者への契約期日到来のお知らせに、機構活用のちらし添付（市町村・農業委員会・JA）

4 事業の周知徹底と制度理解の促進

（１）事業の周知

農家組合、生産組織の会合などの人が集まる機会を活用し、事業説明による制度理解を促す。また、主に農地の出し手である所有者に制度を周知するため、パンフレットの作成・配布、広報誌への記事掲載等によるPR活動を行う。

- ①事業パンフレットの作成、配布（４月）
- ②市町村等の広報誌への記事掲載（６～８月）
- ③ラジオCMによるPR（４月）

（２）制度理解の促進

担い手や事業の活用実績の少ない関係機関（市町村、土地改良区、農業委員会等）等と意見交換会を実施し、制度理解の促進を図る。

5 運営委員会の拡充

平成28年度より農地中間管理事業運営委員会を設置（農業事務所から各1名の指導農業士等、機構理事2名）し、機構の運営について協議・検討を行い、理事会へ意見具申により機構業務の改善を図る。

平成29年度は、担い手農家（各農業事務所1名）の他に、関連分野（農業委員会、土地改良区、金融機関等）で実践的な活動をしている役職員等も運営委員に加え、各分野のノウハウや情報を活用し、様々な視点から機構業務の改善を図る。

担い手の農地利用面積の現状と目標

別表-1

単位: ha

地域	耕地面積			現状(平成27年度)		目標(平成35年度)		H29機構	
	田	畑		利用面積	集積率	利用面積	集積率	活用目標	うち重点
千葉	10,226	4,919	5,307	990	9.7%	4,245	41.5%	299	162
東葛飾	9,966	3,896	6,070	2,299	23.1%	5,314	53.3%	232	126
印旛	23,652	11,220	12,432	4,802	20.3%	12,131	51.3%	674	366
香取	17,112	11,381	5,731	3,389	19.8%	8,591	50.2%	478	259
海 匝	14,144	7,744	6,400	5,915	41.8%	9,556	67.6%	335	182
山 武	17,471	10,657	6,814	3,658	20.9%	8,969	51.3%	488	265
長 生	9,334	6,587	2,747	1,631	17.5%	4,583	49.1%	271	147
夷 隅	6,105	4,862	1,243	577	9.5%	2,625	43.0%	188	102
安 房	8,088	5,396	2,692	1,304	16.1%	3,810	47.1%	230	125
君 津	10,696	7,790	2,906	1,517	14.2%	4,840	45.2%	305	166
計	126,794	74,452	52,342	26,083	20.6%	64,665	51.0%	3,500	1,900
	①			②	②/①	③	③/①		

H29目標設定手順

- 1 市町村ごとに現状の集積率に一律30.4%(51.0-20.6)増を適用してH35目標集積率を設定
- 2 集積率の上限を80%として修正
- 3 不足分を水田率50%以上で集積率の低い10市町村に配分
- 4 今後集積すべき面積(③-②)から農振のない3市分を除き、
県全体の機構活用による集積面積に占める農業事務所ごとの割合を算出
- 5 来年度機構集積目標面積3,500haに4で求めた割合を乗じる

出典: 平成27年度耕地面積調査

平成28年度担い手及びその農地利用の実態に関する調査(H28.3)